

## 公立大学法人愛媛県立医療技術大学基金規程

平成29年規程第2号

### (設置)

第1条 公立大学法人愛媛県立医療技術大学（以下「本学」という。）に公立大学法人愛媛県立医療技術大学基金（以下「基金」という。）を置く。

### (目的)

第2条 基金は、本学の教育研究、国際連携、社会貢献活動等の充実に資することを目的とする。

### (事業)

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業に充てる。

- (1) 学生の学修、国際交流、社会貢献等の支援及び教育研究活動の充実強化のための事業
- (2) 教育研究施設・設備の整備事業
- (3) その他目的を達成するための事業

### (基金の構成)

第4条 基金は、基金への寄附金等及び運用益をもって構成する。

- 2 基金のうち、寄附者が使途を指定しない寄附によるものを一般基金とし、寄附者が使途を指定する寄附によるものを特定基金とする。

### (事業年度)

第5条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

### (基金の管理運営)

第6条 基金の管理運営における次の重要事項については、教育研究審議会、経営審議会及び理事会の議を経て、理事長が決定する。

- (1) 基金の事業計画に関する事
- (2) 基金の予算及び決算に関する事
- (3) 基金への寄付金等の繰り入れに関する事
- (4) その他基金の管理運営に関する事

(事務局)

第7条 基金の運営管理に関する事務は、事務局経営企画グループにおいて処理する。

(学術研究の奨励に用途が指定された寄附金の取扱)

第8条 本学の学術研究の奨励に供される寄附金については、基金運営開始後も「公立大学法人愛媛県立医療技術大学寄附金取扱規程(平成22年規程第79号)」に基づき、処理するものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、基金の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年12月11日から施行する。